

北本市地域配達システム構築事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内生産物及び市内事業者の提供する商品等を主に市内事業所や個人宅へ配達することにより、市内の地域活性化を図ることを目的とした地域配達システムの構築を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本店、主たる事業所若しくは本社機能を有する事業所を有する法人その他の団体であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市長から次条に規定する補助対象事業の認定を受けた者
- (2) 市税等を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和22年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- (2) 国及び法人税法（昭和40年法律第34条）別表第一に規定する公共法人
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的な団体と密接な関係を有するもの
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨に照らして適当でない

と市長が認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の地域活性化に資する地域配達システムの構築を行う事業であって、市長の認定を受けたものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域配達システムの構築に直接必要となる経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）又は100万円のいずれか少ない額とする。

(補助対象事業の認定申請)

第6条 補助対象事業の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、北本市地域配達システム構築事業認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 北本市地域配達システム構築事業計画（報告）書（様式第2号）
- (2) 北本市地域配達システム構築事業収支予算（決算）書（様式第3号）
- (3) 履歴事項全部証明書の写し。ただし、個人にあつては、開業届の写し又は営業届出済証明書若しくは許可書の写し（営業に係る許可が必要な業種のみ）
- (4) 市税に係る完納証明書（新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けている者にあつては、当該徴収猶予に係る通知書の写し）
- (5) 令和元年分の法人税確定申告書の別表一及び法人事業概況説明書の写し。ただし、個人にあつては、令和元年分の確定申告書Bの第一表及び第二表の写し（確定申告をしていない場合は、令和2年分の市県民税申告書の写し）並びに令和元年分所得税青色申告書の1ページ及び2ページの写し

(6) 補助対象経費の根拠となる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助対象事業の認定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、当該申請に係る事業を認定するときは、北本市地域配達システム構築事業（新規・変更）認定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が補助対象事業の内容を変更しようとするときは、前条第1号、第2号、第6号及び第7号の書類を添えて、北本市地域配達システム構築事業変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、当該変更申請に係る書類を審査し、当該変更申請を認定するときは、北本市地域配達システム構築事業（新規・変更）認定通知書（様式第4号）により、当該変更申請者に通知するものとする。

4 市長は、認定事業者が次のいずれかに該当すると認める場合には、当該認定を取り消すことができる。

(1) 北本市地域配達システム構築事業計画（報告）書（様式第2号）のとおり事業を開始しないとき。

(2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(事業開始の届出)

第8条 認定事業者は、補助対象事業を開始したときは、当該事業の開始の日から10日以内に北本市地域配達システム構築事業開始届（様式第6号）を市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了の日から起算して30日以内に、北本市地域配達システム構築事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 北本市地域配達システム構築事業計画（報告）書（様式第2号）

(2) 北本市地域配達システム構築事業収支予算（決算）書（様式第3号）

(3) 収支決算書に係る補助対象経費の領収書等

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、北本市地域配達システム構築事業補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助対象者に対し通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、北本市地域配達システム構築事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	内 容
報償費	講師又は専門家への謝礼等
人件費	補助対象事業の実施のために必要となる業務に直接従事する者への賃金等
旅費	交通費、宿泊料等
需用費	消耗品費、原材料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
役務費	通信運搬費等
手数料	振込手数料等
保険料	損害保険料等
委託料	補助対象事業の実施のために必要となる業務の委託に要する経費
使用料及び賃借料	O A 機器等の使用料 土地、配達用自動車、配達用自転車、機械装置、施設等の借上料
販売促進費	広告宣伝費、ホームページ作成料等
その他	市長が特に必要と認める経費